# 平成 31 年 2 月市議会建設水道委員会資料

# 第 40 号議案

長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例

٠,
7.67
<i>-</i> /\

消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて・	•	•	· 1	
長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の概要・・・・・・	•		2~	

まちづくり部 平成31年2月

## 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

#### 1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。 75 条例が改正対象。

#### 2 消費税転嫁の方針

- (1) 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。
- (2) 内税については、消費税 5%の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。
  - ※平成 26 年 4 月 1 日に  $5\% \rightarrow 8\%$  へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、 $8\% \rightarrow 10\%$  ではなく、 $5\% \rightarrow 10\%$  の転嫁を行うこととする。
  - ※施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を 含む。

#### 3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10 円単位	宿泊料	1 円単位	附属設備	1 円単位
駐車場	10 円単位	会議室等	1 円単位	模写手数料	1 円単位
ロッカー等	10 円単位	スポーツ施設	1 円単位	各種手数料	1 円単位

# 長崎市港湾施設条例の一部を改正する条例の概要

### 1 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の 一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の 引上げ分を転嫁するため港湾施設の使用料を改正するとともに、その他所要の整備を しようとするもの。

### 2 改正の内容

- (1) 第15条中「き損し」を「毀損し」に改める。
- (2) 別表(第5条関係)の金額を次のように改める。

(単位:1平方メートルにつき1月) 【参

	(単位:  平力	<u> </u>	7 <u>2   77 / </u>	【参え
<b>I</b>	区分	現行	改正案	平成 件数
長崎市茂木	切符売場	1,059円	1,079円	
港船客待合	食堂又は売店	1, 162 円	1, 183 円	
	その他の施設	1, 584 円	1,613円	
長崎市伊王	切符売場	781 円	796 円	
島港ターミ ナル	食堂又は売店	781 円	796 円	
	その他の施設	781 円	796 円	
長崎市高島港ターミナ	切符売場	1,337円	1,361円	
	食堂又は売店	802 円	817 円	
ル	その他の施設	802 円	817円	
長崎市池島 港船客待合 所	切符売場	534 円	544 円	
	売店	534 円	544 円	
	その他の施設	267円	272 円	
合	計			

【参考】	
平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
、 1件	0 円*1
2件	17, 388 円
1件	1,044円
1 件	2, 520 円
2 件	17, 100 円
3 件	7, 200 円
1件	4, 320 円
2 件	6, 120 円
2 件	1,800円
1件	1,080円
1 件	1,560円
1 件	60 円
18 件	60, 192 円

※1:長崎天草航路維持のために熊本県苓北町からの支援要望を受け使用料を免除

- 3 施行期日 平成31年10月1日
- 4 条例改正に伴う新旧対照表 別紙参照

# 4 条例改正に伴う新旧対照表

現行	改正案
〇長崎市港湾施設条例	〇長崎市港湾施設条例
平成 16 年 9 月 30 日	平成 16 年 9 月 30 日
条例第 62 号	条例第 62 号
第1条~第14条 (省略)	第1条~第14条 (省略)
<b>(損害賠償)</b>	(損害賠償)
第15条 港湾施設の建物、設備等を汚損し、き損し、又は滅失させた者	第 15 条 港湾施設の建物、設備等を汚損し、 <u>毀損し</u> 、又は滅失させた者
は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。	は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。
ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りでな	ただし、市長がやむを得ない理由があると認めたときは、この限りで
LY <sub>o</sub>	ない。
第 16 条~第 18 条   (省略)	第 16 条~第 18 条 (省略)
附 則	
ניאָ ניוּי	PE
	1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。
	(経過措置)
	2 改正後の長崎市港湾施設条例の規定は、この条例の施行の日以後 に利用の許可を受ける者の使用料について適用し、同日前に利用の
	許可を受けた者の使用料については、なお、従前の例による。
	•

ഺ

#### 現 行 改正案 別表 (第5条関係) 別表(第5条関係) 金額(1平方メートルにつき1月) 区分 金額(1平方メートルにつき1月) 区分 切符壳場 切符売場 1, 059 長崎市茂木港船客 1, 079 長崎市茂木港船客 1, 162 待合所 食堂又は売店 待合所 食堂又は売店 1, 183 その他の施設 その他の施設 1, 584 1, 613 切符売場 781 切符売場 796 長崎市伊王島港タ 長崎市伊王島港タ 食堂又は売店 食堂又は売店 781 796 ーミナル ーミナル その他の施設 796 781 その他の施設 切符売場 切符売場 1, 337 1, 361 長崎市高島港ター 長崎市高島港ター 食堂又は売店 食堂又は売店 802 8 1 7 ミナル ミナル その他の施設 その他の施設 802 8 1 7 切符売場 切符売場 534 544 長崎市池島港船客 長崎市池島港船客 売店 売店 534 544 待合所 待合所 その他の施設 267 その他の施設 272